

阿久比町とあなたをつなぐ 広報あぐい

# Agui

2020  
4/1

No.1242

3年間を共に過ごした仲間と食べるおいしい給食。



## ピックアップ

- ②ページ 国民年金保険料の変更
- ⑦ページ 高齢者肺炎球菌予防接種
- ⑨ページ 固定資産価格の縦覧
- ⑫ページ 「その日」に備える防災

# 令和2年度 国民年金保険料が変わります

## 国民年金とは

20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。加入者は、3つの種別に区分され、それぞれ保険料の納付方法や届出先が異なります。

種別	対象者	納付方法	届出先
第1号被保険者	自営業者、農林漁業者、学生など	全額自分で納付 (日本年金機構から送付される納付書による現金納付のほかに、口座振替納付やクレジットカード納付もあります)	役場 住民福祉課国保年金係
第2号被保険者	会社員、公務員など (厚生年金加入者)	給料から天引きされた本人負担分と事業主負担分を合わせて勤務先が納付	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	自身で保険料を納める必要はありません	第2号被保険者の勤務先

令和2年度の国民年金第1号被保険者の保険料は  
**月額 1万6,540円です** (平成31年度から130円引き上げ)

### ■前納制度

国民年金の保険料は翌月末が納期限となっていますが、まとめて前払いすると割引になる前納制度があります。納付方法や前納の種類は下表のとおりです。

種類	納付書 (現金納付)	口座振替納付	クレジットカード納付
翌月末振替 (割引なし)	○	○	○
当月末振替 (早割)	×	○	×
6カ月前納	○	○	○
		申込期限：前期 (4月～9月分) は2月末日 後期 (10月～3月分) は8月末日	
1年前納	○	○	○
		申込期限：2月末日	
2年前納	○	○	○
		申込期限：2月末日	

### ■免除・学生納付特例制度

所得の少ない方や学生の方で、保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。免除または猶予が承認されると、未納の場合と違い、受給資格期間に算入されます。ただし、制度ごとに所得制限などがあるので、承認されないこともあります。

### ■問い合わせ先

- ▽ 半田年金事務所 ☎(21)2322
- ▽ 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111(内1116)

種類	納付額	年金反映額
全額免除	0円	全額納めた場合の8分の4
4分の3免除	4,140円	全額納めた場合の8分の5
半額免除	8,270円	全額納めた場合の8分の6
4分の1免除	1万2,410円	全額納めた場合の8分の7
納付猶予・学生納付特例	0円	年金額に反映されません

※ 年金反映額は平成21年4月以後の期間である場合

# 令和2年4月から町税などのコンビニ収納開始

令和2年4月1日から町税などがコンビニエンスストアで納付できるようになりました。全国のコンビニエンスストアで、曜日や時間を気にすることなく納付できますので、ご利用ください。

## ■コンビニ収納の対象となる町税など

町県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

## ■ご注意ください

以下の場合、コンビニエンスストアでの取り扱いができません。指定された金融機関または役場出納室で納付してください。

- ▽ バーコードが印字されていないもの(納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるものやコンビニ収納が開始される令和2年4月1日より前に発行した納付書 など)
- ▽ バーコードの読み取りができないもの(バーコード部分に汚れがあるもの など)
- ▽ 納付書に記載された納期限を過ぎたもの
- ▽ 金額を訂正したもの

■問い合わせ先 税務課収納係 ☎(48)1111(代表)(内1108)



## 児童扶養手当額を改定

児童扶養手当制度は、ひとり親家庭などへ、生活の安定と児童の健全育成のために支給する手当です。消費者物価指数の変動により、4月から児童扶養手当額が次のとおり改定されます。



区 分		令和2年4月からの月額 (3月までの月額)
児童 1人のとき	全部支給	4万3,160円(4万2,910円)
	一部支給	4万3,150円~1万180円 (4万2,900円~1万120円)
児童 2人のとき	全部支給	5万3,350円(5万3,050円)
	一部支給	5万3,330円~1万5,280円 (5万3,030円~1万5,190円)

※ 児童3人以上の場合は、3人目から児童が1人増すごとに最大6,110円が加算されます。

■問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1130)

## 障害者手当額を改定

障害者手当は、重度の障がいのある在宅の障がい者や障がい児、障がい児を監護・養育している方に支払われる手当です。消費者物価指数の変動により、4月から障害者手当額が次のとおり改定されます。

区 分	令和2年4月からの月額 (3月までの月額)	
特別障害者手当	(A級)	3万4,200円(3万4,050円)
	(B級)	2万8,400円(2万8,250円)
	(C級)	2万7,350円(2万7,200円)
障害児福祉手当	(A級)	2万1,780円(2万1,690円)
	(B級)	1万6,030円(1万5,940円)
	(C級)	1万4,880円(1万4,790円)
経過的福祉手当	(A級)	2万1,780円(2万1,690円)
	(B級)	1万6,030円(1万5,940円)
	(C級)	1万4,880円(1万4,790円)
特別児童扶養手当	(1級)	5万2,500円(5万2,200円)
	(2級)	3万4,970円(3万4,770円)

## ■問い合わせ先

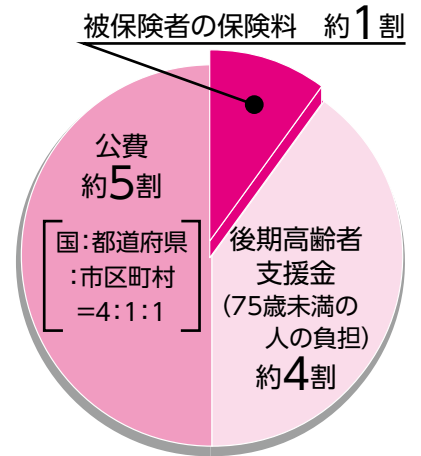
- ▽ 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当について  
住民福祉課社会福祉係  
☎(48)1111(内1121)
- ▽ 特別児童扶養手当について  
子育て支援課子育て支援係  
☎(48)1111(内1130)

# 後期高齢者医療制度の保険料率などの改定について

後期高齢者医療制度でかかる医療費（診療を受けたときの自己負担額を除く）は、国・都道府県・市区町村が負担する公費「約5割」、75歳未満の方が負担する後期高齢者支援金で「約4割」を賄い、残った「1割」分を後期高齢者医療制度の被保険者が納める保険料で負担しています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としています。この期間の医療給付費などの財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

## 後期高齢者医療制度の財源



※ 医療機関で支払う自己負担額は除く

平成30年・令和元年度の保険料率	令和2年・3年度の保険料率
▽均等割額 4万5,379円	▽均等割額 4万8,765円
▽所得割率 8.76%	▽所得割率 9.64%

## 保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者のそれぞれの所得に応じて負担する「所得割率」を合計して、個人単位で計算されます。

令和2年度の保険料賦課限度額は64万円です。（令和元年度は62万円）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人当たりの保険料} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \text{限度額 64万円} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{4万8,765円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{[所得金額－基礎控除額(33万円)]} \times 9.64\% \\ \hline \end{array}$$

## 保険料の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。

対象者の所得要件 (世帯主・世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合	
	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7.75割 (3万7,793円軽減)	7割 (3万4,136円軽減)
うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得なし)	7割(3万4,136円軽減)	
33万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割(2万4,383円軽減)	
33万円+52万円×(被保険者数)以下	2割(9,753円軽減)	

- ※ 65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。
- ※ 収入の状況や世帯の構成によって、基準が異なります。
- ※ 所得金額の合計が33万円以下の方を対象とした軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設(平成20年度)から当面の暫定措置として実施されてきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、令和元年度から令和3年度にかけて段階的に制度本来の仕組み(7割軽減)に戻すこととされています。
- ※ 5割軽減・2割軽減は、所得要件が拡大されました。

## 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減

これまで職場の健康保険などの被扶養者だった方(元被扶養者)は、保険料の被保険者均等割額が加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。

なお、所得割額は、全ての元被扶養者の方について当面の間かかりません。

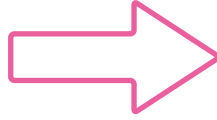
## 年金所得者の保険料額の計算モデル

【夫婦共に被保険者の世帯で、妻の年金収入が80万円以下(その他所得がない)の場合】

### ▽夫の年金収入78万円のと

《令和元年度》

夫の保険料 9,000円  
(均等割額(8割軽減)9,075円)  
妻の保険料 9,000円  
(均等割額(8割軽減)9,075円)



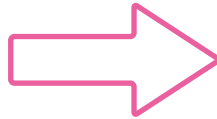
《令和2年度》

夫の保険料 1万4,600円 5,600円増  
(均等割額(7割軽減)1万4,629円)  
妻の保険料 1万4,600円 5,600円増  
(均等割額(7割軽減)1万4,629円)

### ▽夫の年金収入168万円のと

《令和元年度》

夫の保険料 1万9,900円  
(所得割額(1万3,140円)  
(均等割額(8.5割軽減)6,806円)  
妻の保険料 6,800円  
(均等割額(8.5割軽減)6,806円)



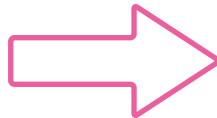
《令和2年度》

夫の保険料 2万5,400円 5,500円増  
(所得割額1万4,460円)  
(均等割額(7.75割軽減)1万972円)  
妻の保険料 1万900円 4,100円増  
(均等割額(7.75割軽減)1万972円)

### ▽夫の年金収入224万5,000円のと

《令和元年度》

夫の保険料 9万8,900円  
(所得割額6万2,634円)  
(均等割額(2割軽減)3万6,303円)  
妻の保険料 3万6,300円  
(均等割額(2割軽減)3万6,303円)



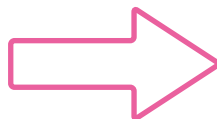
《令和2年度》

夫の保険料 9万3,300円 5,600円減  
(所得割額6万8,926円)  
(均等割額(5割軽減)2万4,382円)  
妻の保険料 2万4,300円 1万2,000円減  
(均等割額(5割軽減)2万4,382円)

### ▽夫の年金収入272万円のと

《令和元年度》

夫の保険料 14万9,600円  
(所得割額10万4,244円)  
(均等割額4万5,379円)  
妻の保険料 4万5,300円  
(均等割額4万5,379円)



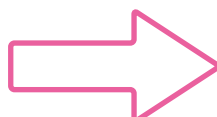
《令和2年度》

夫の保険料 15万3,700円 4,100円増  
(所得割額11万4,716円)  
(均等割額(2割軽減)3万9,012円)  
妻の保険料 3万9,000円 6,300円減  
(均等割額(2割軽減)3万9,012円)

### ▽夫の年金収入300万円のと

《令和元年度》

夫の保険料 17万4,100円  
(所得割額12万8,772円)  
(均等割額4万5,379円)  
妻の保険料 4万5,300円  
(均等割額4万5,379円)



《令和2年度》

夫の保険料 19万400円 1万6,300円増  
(所得割額14万1,708円)  
(均等割額4万8,765円)  
妻の保険料 4万8,700円 3,400円増  
(均等割額4万8,765円)

## 保険料の納め方

### 特別徴収

年金額が年額18万円以上あり、介護保険料と合わせた保険料額が「年金額の2分の1」を超えない方は、年金から天引きされます。

年度の途中で、75歳になった方、町外から転入された方などは、一定期間特別徴収にはなりません。

年6回の年金定期払いの時に、年金受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

4月(第1期)	【仮徴収】
6月(第2期)	前年の所得が確定するまでは、令和2年2月と同額を3回分仮徴収として納めます。
8月(第3期)	

10月(第4期)	【本徴収】
12月(第5期)	前年の所得が確定後、年間の保険料から仮徴収分を引いた額を3回に分けて納めます。
2月(第6期)	

### 普通徴収

口座振替や納付書で個別に納付します。

7月に当該年度の保険料が決定され、当月～翌年2月(7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月)の8回で納めます。

※ 令和2年4月からコンビニ収納を開始します。

### 保険料納付方法の選択

特別徴収(年金から天引き)に替えて「 口座振替」による普通徴収を選択することができます。希望する方は、支払方法変更の申請と口座振替の手続きが必要です。

家族などの口座から振替に変更した場合、社会保険料控除の適用は「振替口座の名義人」になります。

#### 口座振替が便利です

「預(貯)金通帳」「通帳印」「保険証」を持参し、取扱金融機関または住民福祉課福祉医療係の窓口で手続きしてください。

問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48)1111(内1119・1120)

## 離婚時の年金分割制度のお知らせ

離婚した場合、二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

**離婚後2年以内に手続きをする必要がある**ので、早めに、近くの年金事務所または年金相談センターまで相談してください。

### ■ 離婚時の年金分割のイメージ

- ▽ 会社勤めの方などが加入する厚生年金は、給与などの報酬額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われます。
- ▽ 離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中について、厚生年金の支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることになり、年金額を二人で分割できます。

### ■ 年金分割の方法(2種類)

- ① 合意分割
  - ・ 二人からの請求により、年金を分割できます。
  - ・ 年金分割の割合は、二人の合意、または、裁判手続によって決定されます。
- ② 3号分割
  - ・ 夫が会社勤めである専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者(厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方)であった方からの請求により、年金を分割できます。
  - ・ 年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
  - ・ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

■ 問い合わせ先 ▽ 半田年金事務所 ☎(21)2322 ▽ 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111(内1116)

※ 年金事務所や年金相談センターの所在地は以下のホームページを参照してください。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

# 高齢者肺炎球菌予防接種はお済みですか

接種費用の補助を希望する方は、事前に町保健センターで手続きが必要です。保険証など本人確認ができるものを持参してください。

※ これまでに町の補助を受けて接種したことがある方は、対象となりません。

■ **補助期限** 令和3年3月31日(水)

■ **補助対象**

以下の①～③のいずれかに当てはまる方

## 定期接種

① 令和2年度中(4月2日～翌年4月1日)に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方

② 接種日に満60歳以上65歳未満で、心臓もしくは呼吸器の機能障害(身体障害者手帳1級程度)のある方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある方

※ 定期接種対象の方は、事前に申請をすれば、町外医療機関でも接種を受けられる場合があります。希望する方は、事前に町保健センターで手続きをしてください。

## 任意接種

③ 65歳以上の方で、①に当てはまらない方

※ **手続きには印鑑が必要です。**

■ **自己負担額 2,000円**(接種費用8,160円のうち6,160円を町が補助します。)

## 生活保護世帯などの方へ

生活保護世帯、住民税非課税世帯の方については、費用を全額補助します。印鑑と次の(1)～(3)のいずれかを持って、接種前に町保健センターで手続きをしてください。

(1) 個人番号カード

(2) 個人番号通知カード+本人確認できるもの  
※1

(3) 本人の個人番号が記載された「住民票の写しの原本」または「住民票記載事項証明書」+本人確認のできるもの※1

※1 本人確認できるものとは、ア、イのいずれかとなります。

ア 運転免許証、パスポートなど官公署などが交付した写真付きのもの1種類

イ 各種保険証、年金手帳など官公署などが交付した写真の付いていないもの2種類(氏名、住所または生年月日の記載されたもの)

■ **補助回数** 1回

■ **接種を受けるときの持ち物**

予診票、健康保険証、診察券(持っている方のみ)

■ **予防接種実施医療機関**(日曜日・祝祭日は休診)

※ **必ず予防接種の予約をしてから出掛けてください。**

医療機関名	電話番号
阿久比クリニック	☎(48)8866
あぐい小児科クリニック	☎(89)2020
あぐい南クリニック	☎(49)0373
浅井外科	☎(48)8787
飯塚医院	☎(48)2131
岡田ハートクリニック	☎(49)2100
於大クリニック阿久比	☎(49)3811
眼科富田クリニック	☎(49)3322
耳鼻咽喉科すみやクリニック	☎(49)3154
高津耳鼻咽喉科	☎(49)2525
竹内整形外科・内科クリニック	☎(47)1275
ハーブ内科皮膚科	☎(48)9074
東ヶ丘クリニック	☎(48)5551
山田内科	☎(48)3737
渡辺クリニック	☎(48)0202

■ **問い合わせ先** 町保健センター

(町オアシスセンター内)

☎(48)1111(内1520・1521)

# 令和2年度 固定資産税・都市計画税について

## 【固定資産税】

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

## 【都市計画税】

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てる目的税です。原則、市街化区域内に所在する土地、家屋が対象で固定資産税と合わせて納める税金です。

## 税額の算出方法

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{軽減税額}$$

- ▽ 課税標準額…固定資産評価額(特例措置の適用により評価額より低くなる場合があります)
- ▽ 税率…固定資産税1.4%、都市計画税0.3%
- ▽ 免税点…市町村の区域内に同一人が所有する固定資産の課税標準額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合には、課税されません。



## 住宅用地の課税標準額・新築住宅の減額措置について

住宅用地とは、住宅の敷地として利用されている土地で、専用住宅や併用住宅の敷地です。

新築住宅の減額措置の対象は、専用住宅や併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上)で、床面積が50平方メートル(一戸建以外の貸家住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下の家屋です。

(1) 住宅用地は、土地の課税標準の特例措置が設けられています。(表1)

(2) 宅地などの課税標準額が、評価替えによって税負担が急増しないよう調整措置をしています。(表2)

※ 負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

$$\text{負担水準} = \text{前年度課税標準額} \div [\text{現年度評価額}(\times\text{住宅用地特例率})]$$

(3) 新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。(表3)

表1 土地の課税標準の特例率

区分	特例率	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (200平方メートル以下の部分の住宅用地)	6分の1	3分の1
一般住宅用地 (200平方メートルを超える部分の住宅用地)	3分の1	3分の2

表2 負担調整措置の区分表

負担水準	課税標準額
100%以上	評価額×住宅用地の特例率
100%未満	① 評価額×住宅用地の特例率 (=本来の課税標準額) ② 前年度課税標準額+本来の課税標準額×5% ①、②のうち、低い方を該当年度の課税標準額とします。

表3 新築住宅の減額

減額される範囲	対象税額	減額率	減額期間	
			一般住宅	認定長期優良住宅
住宅部分の床面積が120平方メートル以下	全額	2分の1	3年度分	5年度分
住宅部分の床面積が120平方メートル超	120平方メートル相当税額		3階以上の中高層耐火住宅	5年度分



### 令和2年度税額の計算例

市街化区域に180平方メートルの住宅用地(評価額1,200万円)を所有し、床面積110平方メートルの住宅(評価額900万円)を平成31年または令和元年に新築した場合(前年度課税標準額などは表4のとおり)

(1)令和2年度固定資産税課税標準額と軽減税額

**【土地】** 負担水準が100%未満なので、評価額に表1の特例率(6分の1)を乗じ、表2の下段算定式で計算します。

課税標準額は

$180万円 + (1,200万円 \times 1/6 \times 5\%) = 190万円$

**【家屋】** 課税標準額は評価額と同額の900万円です。床面積が120平方メートル以下のため、全額が2分の1の減額措置の対象となります。(表3を参照)

軽減税額は  $900万円 \times 1.4\% \times 1/2 = 6万3,000円$

(2)令和2年度都市計画税課税標準額

**【土地】** 負担水準が100%以上なので、評価額に表1の特例率(3分の1)を乗じ、表2の上段算定式で計算します。

課税標準額は  $1,200万円 \times 1/3 = 400万円$

**【家屋】** 評価額=課税標準額です。

課税標準額は **900万円**

したがって、年税額は表5のとおりです。

■ **問い合わせ先** 税務課固定資産税係 ☎(48)1111(内1109・1110)

表4

前年度固定資産税課税標準額	180万円
固定資産税の負担水準	90%
前年度都市計画税課税標準額	400万円
都市計画税の負担水準	100%

表5

区分		固定資産税	都市計画税
課税標準額	土地①	190万円	400万円
	家屋②	900万円	900万円
	合計③(①+②) (千円未満切り捨て)	1,090万円	1,300万円
税率④		1.4%	0.3%
算出税額⑤(③×④)		15万2,600円	3万9,000円
軽減税額⑥		6万3,000円	—
年税額⑦(⑤-⑥) (百円未満切り捨て)		8万9,600円	3万9,000円
年税額		12万8,600円	

## 固定資産価格の縦覧などを行います

### 土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者(土地・家屋の所有者)が、町内のほかの土地・家屋との価格(評価額)の比較ができるように、令和2年度の土地・家屋の価格などが登録されている「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり縦覧します。

■ **期間** 4月1日(水)～4月30日(木)(土曜日・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

■ **場所** 税務課窓口

■ **手数料** 無料

#### ■ 縦覧の対象

- ▽ 土地の所有者は、土地の所在、地番、地目、地積、価格が記載された「土地価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。
- ▽ 家屋の所有者は、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格が記載された「家屋価格等縦覧帳簿」を閲覧することができます。

#### ■ 必要なもの

- ▽ 納税者本人であることを確認できるもの(運転免許証など)
- ▽ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることを確認できるもの(運転免許証など)

### 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の納税者本人に関する部分は、いつでも閲覧できます。借地人・借家人なども閲覧できます。

■ **期間** 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前8時30分～午後5時15分

■ **場所** 税務課窓口

■ **手数料** 200円 ※ 縦覧期間内(4月1日～4月30日)は無料

#### ■ 必要なもの

- ▽ 納税者本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
- ▽ 納税者以外の方は、委任状と代理人本人であることが確認できるもの(運転免許証など)
- ※ 借地人などの場合は、その権利を示す書類(賃貸借契約書など)も必要です。

### 審査の申し出

自己所有の固定資産の価格に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。審査申出期間は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までの間です。(ただし、令和2年度に新しく登録された価格に限ります)

■ **問い合わせ先** 税務課固定資産税係 ☎(48)1111(内1109・1110)

## フェイス トゥ フェイス (みんなで協働推進ページ)

**FACE TO FACE** 顔のみえる関係づくりでひろげる阿久比のまちづくり

### あなたが思う「みんなでつくる協働のまちづくり」の ヒントがきっと見つかります

町民提案や町民活動を支援する仕組みが「住民税1%町民予算枠制度」です。  
実際に行われた事業の報告を聞いて、自らの想いをカタチにしませんか。

■日時 5月中に開催予定

■内容 「住民税1%町民予算枠制度」公開事業報告会

- ▽ わくわくアイデア事業4事業 提案者表彰
- ▽ わくわくコラボ事業13事業 団体からの事業報告
- ▽ 審査委員の講評

※ 日時・会場などは、詳細が決定次第、ホームページに掲載します。

■問い合わせ先 政策協働課協働推進係 ☎(48) 1111 (内1310)



※ 傍聴自由。申し込みは不要です。  
※ 今回の報告会は、令和元年度実施事業が対象です。

## ～デンソーグループ ハートフルデー阿久比～



### まちをキレイにしよう！(ごみ拾い・カーブミラー清掃) 参加者大募集

■日時 5月24日(日) 午前7時～午前9時(少雨決行・雨天中止)

■内容 草木地区内のごみ拾い・カーブミラー清掃

■参加費 無料(軽食付き)

■定員 35人(応募者が定員に達した場合は、参加をお断りする場合があります)

■申し込み方法 必要事項〔①代表者氏名(ふりがな)②住所③電話番号④同行者(子ども同伴の場合はその旨)⑤来場方法〕をFAXもしくは電話でお知らせください。

■申込期限 4月24日(金)

■そのほか ▽ 交通量の多い場所での作業のため、子ども連れの方は特に注意してください。  
▽ 当日の詳細案内については、5月上旬ごろ参加者に送付します。

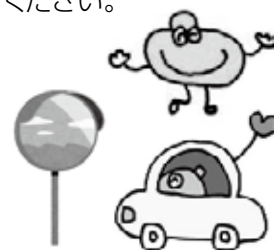
■申し込み・問い合わせ先

株式会社デンソー阿久比製作所 総務(担当 長坂)

☎(49) 1684 FAX(49) 1290

電子メール yukimi.nagasaka.j6t@jp.denso.com

■後援 阿久比町・阿久比町教育委員会



### 企業・事業所のCSR活動を紹介します！

阿久比町ではCSR(企業の社会的責任)活動について、町にご協力いただいた企業などを「広報あぐい みんなの協働推進ページ」で紹介していきます。記事の掲載については政策協働課協働推進係までご連絡ください。

※ CSR(Corporate Social Responsibility)とは「企業等の社会的責任」と訳され、企業などが社会の一員として果たすべきさまざまな責任を意味します。近年、多くの企業などの皆さんが環境保全・社会福祉・教育などの社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。

■問い合わせ先 政策協働課協働推進係 ☎(48) 1111 (内1310・1311)

## 4月開催予定の山車祭りを中止・延期

新型コロナウイルス感染症対策のため、次の山車祭りを中止・延期します。

※ 神事は全て行います。

地区(山車祭り)	当初の開催日程	中止・延期情報
萩地区(萩大山車)	4月11日、12日	延期:時期(未定)
宮津地区(宮津北組山車、宮津南社山車)	4月18日、19日	延期:時期(9月12日・13日)
大古根地区(八幡社山車)	4月18日、19日	4月の祭礼は中止。その後は検討中。
横松地区(横社山車)	4月25日、26日	中止

■ 問い合わせ先 社会教育課社会教育係 ☎(48) 1111 (内1228)

## 早朝からふれあいの森を開放

町民の皆さんの健康増進と憩いの場の提供を目的に、「ふれあいの森早朝開放」を実施しています。

■ 実施期間 4月1日(水)～9月30日(水)

■ 時間 午前6時から開場(通常午前9時開場)

※ 体育室、デイキャンプ場、パターゴルフ場の利用は午前9時からです。  
(新型コロナウイルス対策のため、使用を中止しています)

■ 問い合わせ先 ふれあいの森 ☎(48) 8431

## ～ 愛知県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成のご案内 ～

被保険者の健康を保持・増進することを目的に、協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。助成は、4月1日～翌年3月31日の1年間で、全保養所合わせて4泊までです。

利用する方は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日に保養所の窓口で、後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

### ■ 協定保養所名(場所)と電話番号

▽ サンヒルズ三河湾(蒲郡市)

☎0533(68) 4696

▽ すいとぴあ江南(江南市)

☎0587(53) 5555【予約専用番号】

▽ 豊田市 百年草(豊田市)

☎0565(62) 0100

▽ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島(桑名市)

☎0594(42) 3330

▽ あいち健康の森プラザホテル(東浦町)

☎0562(82) 0211

▽ シーサイド伊良湖(田原市)

☎0531(35) 1151

■ 問い合わせ先 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎052(955) 1205



# 「その日」に備える防災

No.1

## 01 襲風水害に わられたに 一年

- ▽ **令和元年房総半島台風(台風第15号)**  
9月9日、千葉県を中心に、暴風による被害が発生しました。  
死者1人、住家被害は、全壊342棟・半壊3,927棟・一部損壊7万397棟、浸水は、床上127棟・床下118棟でした。
- ▽ **令和元年東日本台風(台風第19号)**  
10月12日、大雨による河川の氾濫、土砂災害、浸水害が発生しました。  
死者99人、住家被害は、全壊3,280棟・半壊2万9,638棟・一部損壊3万5,067棟、浸水は、床上7,387棟・床下2万3,092棟でした。  
本町でも、家や車が損傷したり、擁壁が崩れたりといった被害がありました。

分別なく捨てられたごみ



## 02 まちにあふれる災害ごみ 災害時こそきちんと分別を

被災後、まずは、腐りやすい生活ごみを優先的に収集する必要があります。そのため、それ以外のごみの収集には時間がかかり、家の敷地内での保管を余儀なくされる場合がありますが、ルールを守らなければ、分別なく山積みとなり、さらに収集が遅れます。

### 日頃の備えで、災害ごみは減らすことができる



▲ 分別されたごみの仮置き場

- ▽ **家具を固定する**  
家具や電化製品を壁に固定することで、破損を防げます。また、身を守ることにもつながります。
- ▽ **いらぬ物を処分しておく**  
押し入れにある物が襖を突き破ったり、ガレージにある物が散乱し、ほかの物を破損させたりして、新たなごみを出す恐れがあります。不要な物は、早めに処分しましょう。町の小型家電回収や粗大ごみ回収も活用してください。分別、収集ルールを皆さん一人一人が守ることで、1日でも早く、きれいな町を取り戻すことができます。

## 「ホタルボランティア」を募集

町では「自然と人間の共生 ホタルを守ろう」を合言葉に、心豊かなふるさとづくりに取り組んでいます。ふれあいの森と東部小学校ではヘイケボタルの養殖飼育をしていますが、エサである巻貝類の確保に苦労しています。

平日昼間の活動が主となりますが、自然やホタルに興味のある方をはじめ、少しでも協力していただける方は、ホタルボランティアに応募してください。

- 活動内容
- ▽ ホタルの飼育活動補助
  - ▽ 巻貝類の調査、確保
  - ▽ そのほか活動の援助など

■応募・問い合わせ先

建設環境課環境係 ☎(48)1111(内1211)



## 犬の飼い主の皆さんへ ～犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください～

狂犬病予防法では、飼い犬を必ず登録し、年1回の狂犬病予防注射を受けることが定められています。令和2年度の狂犬病予防注射を右表のとおり行います。登録済みの場合は、予防注射のみ受けてください。

未登録犬の飼い主や、生後91日以上の子犬を新たに飼い始めた方は、登録と予防注射を受けてください。

集合注射に出掛けられないときは、必ずかかりつけの動物病院などで予防注射を受けてください。

■料 金

- ▽ 予防注射 1頭3,500円  
(注射料金2,950円、注射済票交付手数料550円)
- ▽ 新規登録 1頭3,000円
- ※ 東知多狂犬病予防協会の決定により、注射料金が値上げになりました。
- ※ 当日は受け付けが混雑しますので、釣り銭のないようお願いします。

■集合注射会場へ出掛ける際は

- ▽ 首輪が抜けないように十分注意してください。
- ▽ 予防注射通知書(はがき)にある問診票を記入して、必ず会場に持参してください。
- ▽ 動物病院などで注射を受けるときも、予防注射通知書(はがき)を持参してください。

■飼い方のマナー

- ▽ 動物を好きな方もいれば、苦手な方もいます。知らない間に近所の方に迷惑をかけているかもしれません。マナーを守って飼育してください。
- ▽ 犬の散歩では、ふんの後始末を責任を持って行ってください。
- ▽ 放し飼いは危険なので、やめてください。

■問い合わせ先

建設環境課環境係 ☎(48)1111(内1211)

■狂犬病予防集合注射の日時、会場

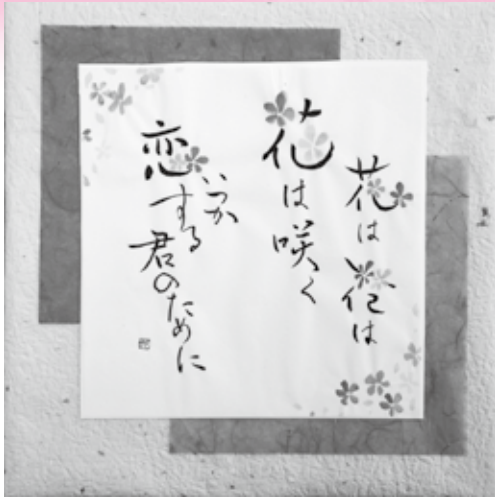
日にち	受付時間	会場
4月22日(水)	午前9時30分～午前9時50分	町立図書館駐車場
	午前10時～午前10時15分	阿久比団地南風公園
	午前10時25分～午前10時35分	福住園高台東公園
	午前10時45分～午前11時05分	宮津公民館
	午前11時15分～午前11時25分	横松公民館
	午後1時～午後1時20分	高根台集会所
	午後1時30分～午後1時45分	福住老人憩の家
	午後2時～午後2時20分	高岡老人憩の家
4月25日(土)	午前9時30分～午前9時50分	オアシスセンター
	午前10時～午前10時20分	宮津山田集会所
	午前10時35分～午前10時50分	北原天満宮駐車場
	午前11時～午前11時40分	草木公民館
4月28日(火)	午前9時20分～午前9時40分	町立図書館駐車場
	午前9時50分～午前10時10分	陽なたの丘集会所
	午前10時25分～午前10時40分	白沢台中央公園
	午前10時50分～午前11時05分	白沢公会堂
	午前11時20分～午前11時40分	中央公民館
	午後1時～午後1時10分	萩老人憩の家
	午後1時20分～午後1時35分	大古根公民館
	午後1時45分～午後2時	植公民館
午後2時10分～午後2時30分	矢口公民館	
5月8日(金)	午前9時30分～午前10時	草木公民館
	午前10時10分～午前10時25分	日生コーポ原前
	午前10時35分～午前10時45分	高根台集会所
	午前10時55分～午前11時10分	板山公民館
	午前11時20分～午前11時30分	宮津山田集会所
	午前11時40分～正午	丸山公園武道場

# 阿久比町のオアシス 文化の泉

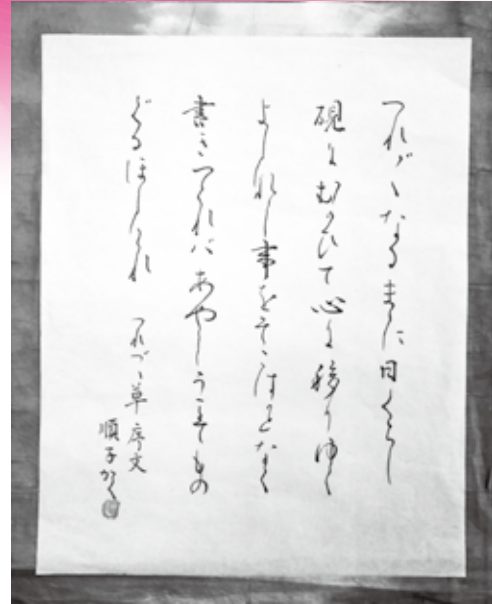
町内で活躍する皆さんの力作  
を募集しています。

- 応募方法 掲載を希望する作品などを中央公民館本館窓口まで持参してください。  
(選考は社会教育課で行います)
- 問い合わせ先 社会教育課公民館係  
☎(48) 1111(内1501)

## 硬筆【千華会】



渡辺夕子さん「花は咲く」



伊藤順子さん「徒然草」

展示  
期間

4月10日(金)～4月22日(水)

※ 役場開庁時間のみご覧いただけます。

庁舎1階ロビーに展示します。広報掲載作品と実際の展示作品が異なる場合があります。

作者  
高木けいなさん



作者  
竹内友香さん



作者  
高木愛子さん



作者  
小島地里さん



4月1日号  
**アグビーの服**  
デザインしてくれた皆さんの紹介

■ 問い合わせ先 政策協働課調査広報係 ☎(48) 1111(内1310)

## 汲み取り式のトイレを使用している方へ ～し尿汲み取りには、し尿汲取券が必要です～

- ▽ し尿汲取券は、18リットル分で1枚120円、仮設トイレの場合は9リットル分で1枚120円です。一覧表にある阿久比町し尿汲取券取扱所で購入してください。
- ▽ 汲み取り日にはあらかじめ、し尿汲取券に申込者の印を押し、作業終了後、し尿汲み取り業者(町委託業者)に渡してください。
- ▽ し尿汲み取り料は、現金での支払いはできません。

### ■令和2年度阿久比町し尿汲取券取扱所一覧表 (4月1日現在・敬称略)

地区	取扱所店名など	代表者
横 松	(有)光電	水野慎一
宮 津	田中屋	田中俊充
板 山	(有)マルショー商会	榊原武雄
福 住	サンフローラ	竹内進
白 沢	字東豊石山	榊原富子
	白沢区民館	佐藤文子
草 木	榊源商店	竹内銓
卯之山	お茶の川一	川口宗一
阿久比	字北下川(阿久比神社)	吉松靖子
椋 岡	(有)マルカ櫻屋商店	榊原和宏
高 岡	大字高岡副区長	石川秀夫
植	こんどう	近藤記子
大古根	美芳洋装店	新美久美子

役場建設環境課(庁舎2階)でも販売しています。

■問い合わせ先  
建設環境課環境係 ☎(48) 1111(内1211)

### ■し尿汲み取りの申し込み方法

- ▽ 阿久比町し尿汲取券取扱所で申し込みください。
- ▽ 月曜日～水曜日の汲み取りは前週の金曜日までに、木曜日～金曜日の汲み取りはその週の火曜日までに申し込みください。
- ▽ 汲み取り日には、し尿汲取券と清掃用の水(バケツ2杯～3杯)を必ず用意してください。作業しやすいように、汲み取り口と通路の整理整頓をお願いします。
- ▽ 冠婚葬祭や雨水が入るなど急に汲み取りが必要になったときは、直接し尿汲み取り業者に申し込みください。

#### 【し尿汲み取り業者】

(株)アグメント ☎(48) 3594

### ■令和2年度し尿汲み取り計画

地区	汲み取り日(予定)
横松・萩・宮津	毎月第2・第4木曜日と金曜日
板山・福住・白沢・坂部・卯之山	毎月第2・第4月曜日、火曜日、水曜日
草木	毎月第1・第3木曜日と金曜日
阿久比団地	毎月第4月曜日、火曜日、水曜日
阿久比・椋岡・矢口・高岡・植・大古根	毎月第1・第3月曜日、火曜日、水曜日

※ 年末年始(12月30日～1月3日)は汲み取りできません。

## 令和2年度東部知多衛生組合一般会計予算

2市2町(阿久比町、大府市、豊明市、東浦町)で構成している東部知多衛生組合の令和2年度一般会計予算は、次のとおりです。

阿久比町の令和2年度負担金は、1億7,701万7,000円です。

(歳入)

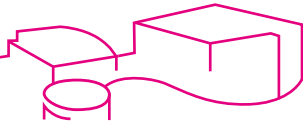
科 目	金 額
分担金及び負担金	13億8,685万円
使用料及び手数料	2億5,562万5,000円
国庫補助金	2,620万3,000円
財産収入	697万3,000円
繰越金	1,000万円
諸収入	1億6,647万9,000円
組合債	4億3,880万円
歳入合計	22億9,093万円

(歳出)

科 目	金 額
議会費	49万9,000円
総務費	5,911万7,000円
衛生費	15億6,955万6,000円
事業費	4億9,218万円
公債費	1億5,957万8,000円
予備費	1,000万円
歳出合計	22億9,093万円

■問い合わせ先 東部知多衛生組合 ☎0562(46)8855

# お知らせ information



## 今月の納税など

固定資産税、都市計画税

全・1期分

納税期限は**4月30日**(木)

※ 口座振替の方は、口座の残高確認をお願いします。

## ● 保育園入園案内 (8月入園分)

8月分の保育園入園受け付けを行います。詳しい入所基準は、入所申込書と一緒に配布する入所申し込み案内を確認してください。

### ■ 受付期間

4月27日(月)～5月8日(金)の午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)

※ 上記期間を過ぎると優先順位が下がります。

### ■ 受付場所

子育て支援課(10番窓口)

### ■ 申し込み方法

子育て支援課で配布する入所申込書に必要事項を記入し、必要書類と併せて提出してください。

※ 提出書類に不備や不足がある場合、受け付けできません。

### ■ そのほか

▽ 年少クラス以上については、自由契約児の受け付けも行います。

▽ 7月分までの入園受け付けは随時行っています。希望月の前月10日(10日が休みの場合は直前の開庁日)までに必要書類を提出してください。

### ■ 申し込み・問い合わせ先

子育て支援課幼児保育係  
☎(48)1111(内1123・1124)

## ● もの忘れが気になりませんか

～認知症相談「忘れる前に」～

認知症は早期に発見し、対応す

ることが大切です。

「最近もの忘れが気になる」「同じことを何度も繰り返し話す」など「何か変だな」と感じたときは、気になった時点で相談してください。

### ■ 日程 毎月第1・第3火曜日

4月	7日・21日
5月	19日
6月	2日・16日
7月	7日・21日
8月	4日・18日
9月	1日・15日
10月	6日・20日
11月	17日
12月	1日・15日
1月	5日・19日
2月	2日・16日
3月	2日・16日

### ■ 時間

午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後3時30分

### ■ 場所 町地域包括支援センター

### ■ 申し込み・問い合わせ先

町地域包括支援センター  
☎(48)1111(内1127・1128)

## ● 認知症介護家族交流会のお知らせ

認知症の方を介護するのは決して容易なことではありません。

特に在宅で介護している家族には大きな負担がかかりやすいため、介護する側の心身の負担を軽減することが大切です。介護する側に余裕が生まれれば、介護される側にも伝わり、お互いの信頼や安心につながります。

認知症の方を介護している家族のための交流会の令和2年度の予定をお知らせします。

### ■ 日にち ※ 全て木曜日

5月7日、6月4日、7月2日、8月6日、9月3日、10月1日、11月5日、12月3日、令和3年1月7日、2月4日、3月4日

### ■ 時間

午後1時30分～午後3時30分

■ 場所 町オアシスセンター(町保健センター)2階(会議室)

### ■ 対象

認知症の方を介護している家族

■ 持ち物 お茶代100円

### ■ 問い合わせ先

町地域包括支援センター  
☎(48)1111(内1127・1128)

## ● 阿久比町訪問介護サービス 助成事業の終了について

本町では、訪問介護サービスなどを利用する高齢者に対し、在宅介護を支援・推進するため利用者負担の一部を助成していましたが、令和2年3月提供分をもって終了となります。

令和元年度までは助成対象者への案内・申請書などを11月以降に送付していましたが、令和2年度は7月以降に送付しますのでご確認ください。

### ■ 問い合わせ先

健康介護課介護保険係  
☎(48)1111(内1125・1126)

## ● 災害義援金・寄付金にご協力ありがとうございます

令和元年(平成31年)中に、役場をはじめ町内7カ所で次の災害義援金・寄付金を募集しました。

### 【義援金などの名称と受付金額】

- ▽ 平成30年7月豪雨災害義援金(西日本豪雨) 1万1,374円
- ▽ 平成30年北海道胆振東部地震災害義援金 8,228円
- ▽ 令和元年台風15号災害義援金(東京・千葉) 7,001円
- ▽ 令和元年台風19号災害義援金 1万308円
- ▽ NHK海外たすけあい寄付金 231円

お寄せいただいた義援金・寄付金は、日本赤十字社愛知県支部へ送金しました。皆さんの温かいご支援ありがとうございました。

### ■ 問い合わせ先

住民福祉課社会福祉係  
☎(48)1111(内1121)



お知らせ

**ポリテクセンター名古屋港「物流機械運転科」受講生を募集**

- **訓練期間**  
7月2日(木)～12月23日(水)
- **対象**  
公共職業安定所(ハローワーク)で求職登録をしており、訓練受講が必要と認められ、自動車運転免許(普通自動車以上)を取得している方
- **定員** 20人
- **受講料**  
無料(ただし教科書、作業服などは負担)
- **選考**  
筆記試験、面接(6月11日(木))
- **応募期限** 5月29日(金)
- **応募方法**  
入所願書(ハローワークで配布)に必要な事項を記入し、居住地を管轄するハローワークに提出してください。
- **その他**  
説明会をポリテクセンター名古屋港で4月22日(水)、5月13日(水)、20日(水)の午前9時30分から実施します。(予約不要)

■ **応募・問い合わせ先**  
ポリテクセンター名古屋港  
〒455-0844  
名古屋市港区潮凧町3番地  
☎052(381)2775

**ご寄付ありがとうございます**

町に「ふるさと阿久比応援寄付金(ふるさと納税)」で次の方からご寄付いただきました。  
上村 卓良様(3万円)  
西村 聡様(1万円)

**— 今月の表紙 —**



2月27日(木)、28日(金)に阿久比中学校のアザレアホールで中学3年生のお祝い給食が行われました。お祝い給食は、唐揚げやエビフライ、ミートボール、フルーツ、ケーキなどの人気メニューのバイキング。生徒は9年間給食でお世話になった調理員の方などへ感謝の言葉とプレゼントを贈り、先生や調理員の方なども交えて談笑しながらおいしそうに給食を食べました。

**広報あぐい3月15日号のお詫びと訂正について**

広報あぐい3月15日号7ページのAGUI WATCHING『掛け軸を冬の風にさらす「寒干し」』の文章内容に誤りがありました。  
誤)阿久比谷虫供養は9月22日に阿久比公会堂で行われます。

正)阿久比谷虫供養は9月22日に阿久比神社で行われます。お詫びして訂正します。

■ **問い合わせ先**  
政策協働課調査広報係  
☎(48)1111(内1310)

**編集後記** 広報の表紙デザインが変わったことにお気づきでしょうか。シンプルに、おしゃれなデザインにしたいと思い、考案しました。これからも、気軽に、楽しく読むことができる広報誌をつくり、暮らしに役立つ情報をお届けできるよう頑張ります。

**愛知県立岡崎高等技術専門校**

**令和2年度スキルアップ講座(在職者対象訓練)受講者を募集**

訓練コース名	訓練期間	応募期間
第二種電気工事士筆記試験対策①	5月16日(土) 17日(日)	4月1日(水)～4月24日(金)
技能検定2級 治工具仕上げ作業準備講習	5月25日(月) 26日(火)	4月1日(水)～4月30日(木)
プログラムコードを書かないIoTプログラミング	6月6日(土) 7日(日)	4月1日(水)～5月8日(金)
被覆アーク溶接基礎	6月11日(木) 12日(金)	4月15日(水)～5月15日(金)
フルハーネス型墜落制止用器具使用作業教育・伐木等業務(チェーンソー)特別教育(補講)	6月13日(土) 14日(日)	4月22日(水)～5月21日(木)
機械系2DCAD基礎(AutoCAD編)	6月20日(土) 21日(日)	4月20日(月)～5月21日(木)

※ 詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

■ **問い合わせ先**  
愛知県立岡崎高等技術専門校在職者訓練担当  
〒444-0802 岡崎市美合町平端24番地  
☎0564(51)0775  
電子メール okazaki-senmonko@pref.aichi.lg.jp

# 図書館で教養を身に付けませんか 講座の受講生を募集します！



各講座とも、対象は一般成人で、受講料は無料。会場は図書館です。  
筆記用具を持参して受講してください。

■①～④の申し込み・問い合わせ先 町立図書館 ☎(48)6231

## 《 ① 》 文学講座

- 内容 古典の名作『古事記』をやさしく学びます。
- 日時 5月～令和3年3月の第3金曜日(全10回)  
午後1時30分～午後3時30分  
※ 6月、7月は第2金曜日
- 定員 40人
- 講師 日本福祉大学名誉教授 福岡猛志さん
- 申込期限 4月19日(日)

## 《 ② 》 童話作法講座

- 内容 創作童話の作り方、書き方を指導・添削します。
- 日時 5月～11月の第2木曜日(全6回)  
午後1時30分～午後3時30分
- 定員 20人
- 講師 新美南吉記念館元館長 矢口栄さん
- 申込期限 4月19日(日)

## 《 ③ 》 風土記講座

- 内容 町内各地に残る伝統行事や風習・習慣を調査します。
- 日時 5月～令和3年2月の第2水曜日(全8回)  
午後1時30分～午後3時30分
- 定員 20人
- 講師 元教諭 神谷温三郎さん
- 申込期限 4月19日(日)

## 《 ④ 》 読み聞かせ講座

- 内容 読み聞かせの方法や技術を学びます。
- 日時 6月6日(土)、13日(土)、27日(土)  
午前10時～午前11時30分
- 定員 15人
- 講師 元東海ラジオアナウンサー 川瀬陽子さん
- 備考 全3回の連続講座です。全て出席してください。
- 申込期限 5月8日(金)

阿久比町  
マスクキャラクター

### 阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。

- ◎ホテル飛びかう、豊かな自然を守ります。
- ◎歴史と伝統を守り、教養を高めます。
- ◎スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
- ◎オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
- ◎ボランティア活動に、すすんで参加します。

### 人口と世帯

世帯数	10,735 (+13)	2月中の異動	
人口	28,688人(+18)	出生 21	転入 79
男	14,245人(+13)	死亡 21	転出 61
女	14,443人(+5)		

( )は前月との増減数      令和2年3月1日現在

■発行／阿久比町(〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町 大字卯坂字殿越50 ☎0569(48)1111)  
編集／総務部政策協働課  
■阿久比町ホームページ <http://www.town.agui.lg.jp/>  
資源を大切に！この用紙は再生紙を使用しています。

目の不自由な方が広報あぐいを利用できるよう声の広報ボランティア「あいうえお」がCDに音訳録音しています。録音したCDを利用希望者へ無料で送付しています。利用希望者は、下記までご連絡ください。  
■問い合わせ先 町社会福祉協議会・ボランティアセンター ☎(48)1111(内1523)